

## 独立行政法人の概要（その1）

NO.	86	所管	国交省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	職員の身分	非国家公務員
-----	----	----	-----	-----	-----------------------	-------	--------

法人概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等</li> <li>・鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等</li> <li>・旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等</li> <li>・内航船舶の共有建造、技術支援等</li> <li>・運輸技術に関する基礎的研究等</li> </ul>
------	---

沿革	昭34.6 国内旅客船公団 → 昭36.4 特定船舶整備公団 → 昭41.12 船舶整備公団 昭62.4 新幹線鉄道保有機構 → 平3.10 鉄道整備基金 (*1) → 平9.10 運輸施設整備事業団 (平13.3 造船業基盤整備事業協会の一部業務移管) 昭39.3 日本鉄道建設公団 (平10.10 日本国有鉄道清算事業団の一部業務移管) (*2) → 平15.10 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	廃止 廃止 廃止 廃止 → (*1) → (*2)
----	--	--

	事業名	概要
事業の概要	鉄道建設等業務	①整備新幹線建設事業 ・全国新幹線鉄道整備法に基づき、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展と国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的として、新幹線鉄道に係る鉄道施設を建設。  ②民鉄線事業 ・大都市圏において、輸送力の増強と通勤・通学の混雑率緩和を目的として、民鉄線の建設及び大改良を実施（平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、新規採択を行わないこととしている。）。  ③都市鉄道利便増進事業 ・都市鉄道等利便増進法に基づき、都市鉄道の既存ストックを有効活用しつつ速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的として、連絡線等の施設を建設。  ④整備新幹線建設推進高度化等事業 ・整備新幹線の未着工区間において、着工後の新幹線建設のスムーズな進捗やコスト縮減などを図ることを目的として、設計施工法等の調査を実施。また、新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に浸透させることを目的として軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発調査を実施。  ⑤新線等調査事業 ・全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画路線のうち、国土交通大臣より指示のあった中央新幹線（東京都・大阪市間）の輸送需要量に対応する供給輸送力及び建設に要する費用等に関する調査を実施。また、中央新幹線をリニア方式で整備するために必要となる基礎調査を実施。  ⑥貸付鉄道施設改修事業 ・北海道と本州を結ぶ唯一の陸上交通路である、機構が建設した青函トンネルについて、将来にわたって健全な鉄道施設としての維持を図ることを目的として、継続的に改修工事を実施。  ⑦鉄道施設貸付・譲渡事業 ・建設した新幹線鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸付け ・建設又は大改良した鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者へ貸付け・譲渡  ⑧受託事業 ・鉄道事業者、地方公共団体等から受託の要請があった場合に、受託工事・調査等を実施。
	鉄道助成業務	①補助金等交付事業 ・国の一般会計からの補助金等を財源とした鉄道事業者等への補助金交付及び建設勘定への資金繰入  ②債権管理業務 ・既設新幹線の譲渡収入を活用した建設勘定への新幹線鉄道の建設費等の資金繰入 ・JR本州3社への既設新幹線譲渡に係る債権の回収及び債務の償還
	特例業務 (国鉄清算業務)	・日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づき、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払、その支払に充てるための土地及びJR株式の処分、訴訟対応等を行う。
	船舶の共有建造業務	・内航海運の安定輸送、環境対策の促進、離島・フェリー航路の維持・活性化等を図る観点から、資金調達力の極めて弱い内航の海上運送事業者と費用を分担して船舶を共有建造し、当該船舶を当該海上運送事業者へ使用・管理させ、共有期間満了時に譲渡する。 ・共有建造事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは修理等に関する技術的援助を行う。

NO.	86	所管	国交省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	職員の身分	非国家公務員
-----	----	----	-----	-----	-----------------------	-------	--------

高度船舶技術開発等業務	・造船に関する事業における経営の安定及び技術の高度化のための基盤整備を図ることを目的として、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究を促進するため、研究開発及び実用化に対する助成、利子補給及び債務保証を実施。 (平成20年度より、利子補給及び債務保証は新規受付を停止。平成21年度より、研究開発助成の予算措置なし。)
造船業構造転換業務【経過業務】	・旧造船業基盤整備事業協会に基づく中小造船事業者からの納付金の徴収 ・旧造船業基盤整備事業協会が行った買収業務に係る債務の償還
基礎的研究業務	・運輸技術に関する基礎的研究の競争的資金制度（公募・委託契約型）の運営の実施
内航海運活性化融資業務	・内航海運組合法に基づき設立された日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）が、船舶の解撤の促進により内航海運の活性化を図ることを目的とした内航海運暫定措置事業（船舶建造事業者から納付金を受け、船舶解撤事業者に交付金を交付する事業）を円滑に実施するため、機構が政府保証を受け民間金融機関から調達した原資により内航総連に貸付を行う融資を実施。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
役員総数(官庁OB数)(10.1時点)	15 ( 5 )	15 ( 4 )	14 ( 3 )	12 ( 3 )	
常勤役員数	15 ( 5 )	15 ( 4 )	14 ( 3 )	12 ( 3 )	
非常勤役員数	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(1.1時点)	1,799	1,768	1,694	1,672 [ 2 ] ( 110 )	
非常勤職員数(官庁OB)(4.1時点)	88 ( 0 )	90 ( 0 )	113 ( 0 )	91 ( 0 )	
非人件費ポストの官庁OB数(H21.12.11時点)(廃止予定ポスト)		1 ( 0 )			
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)	117.2 ( 116.2 )	115.8 ( 115.3 )	115.1 ( 115.2 )	- ( - )	
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	
国からの 財政支出 額の推移 (百万円)	年度	平成19年度(当初)	平成20年度(当初)	平成21年度(当初)	平成22年度(政府案)
	一般会計	111,990	109,868	103,290	90,663
	うち運営費交付金	738	620	610	529
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	111,251	109,248	102,680	90,134
	特別会計	-	-	-	-
	うち運営費交付金	-	-	-	-
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	-	-	-	-
	計	111,990	109,868	103,290	90,663
支出予算額の推移(百万円)	2,114,131	2,141,578	2,134,181	1,944,140	
収入予算額の推移(百万円)	2,005,565	2,066,260	2,070,059	1,849,081	
国の財政支出/収入予算額(%)	5.6%	5.3%	5.0%	4.9%	

財務データ (平成20年度、百万円)	資産合計	12,787,006	うち流動資産	6,600,742	
	負債合計	10,486,188	純資産合計	2,300,818	うち利益剰余金

(参考) 事業仕分けにおける指摘事項等

【項目名】 鉄道軌道輸送高度化事業費等補助  
【評 決】 予算要求の縮減(10%程度を縮減)  
【反映の状況】 鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、補助対象メニューを見直しの上、予算額を約1割削減。補助金交付について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を經由して鉄道事業者へ交付する方式から、国が直接、鉄道事業者へ交付する方式へ見直しを行う。

【項目名】 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助(フリーゲージ走行試験経費等)  
【評 決】 予算要求通り。  
【反映の状況】 予算要求通り。

## 独立行政法人の概要（その2）

NO.	86	所管	国交省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------------

○事務・事業の構造等（平成21年度）

（金額：百万円）

事務・事業名	事務・事業のスキーム （個別事業分類ごとの 決定スキーム、関係法条等）	支出予算額 （平成21年度合計）	取入予算額 （平成21年度合計）		特定関連会社・公益法人への支出 （平成21年度合計）			
			内訳（名称）	（額）	法人名	額		
鉄道建設等業務 （整備新幹線建設 事業）	全国新幹線鉄道整備法（全幹法） に基づき、国土交通大臣が整備 計画を決定し、機構に対し建設 の指示を行った後、機構が整備 計画に基づいて作成した工事实 施計画を認可申請し、これを国 土交通大臣が認可し、事業を実 施。（全幹法第7条～9条、機構 法第12条第1項第1号）	463,888	合計	463,888	財団法人鉄道総合 技術研究所	987 (321)		
			国費	運営費交付金	0	社団法人日本トン ネル技術協会	35	
				施設整備補助金	0	財団法人建設物価 調査会	6	
				〇〇費補助金	0	財団法人建設工学 研究振興会	18 (0)	
				出資金	0	社団法人日本鉄道 電気技術協会	2	
				〇〇委託費	0	社団法人日本鉄道 施設協会	15	
			自己収入	地方公共団体建設 費負担金等	463,888	一般財団法人日本 気象協会	11	
							財団法人経済調査 会	63
							財団法人日本建設 情報総合センター	5
							社団法人新潟県公 共囑託登記土地家 屋調査士協会	24
鉄道建設等業務 （民鉄線事業） 【経過業務】	国土交通大臣の工事实施計画の 指示を受けて、旧日本鉄道建設 公団（旧公団）が鉄道施設の建設 又は大改良を行っていたものの うち、機構及び鉄道事業者等の 協議により当該鉄道施設を譲渡 することとされているものにつ いては、当該事業が終了するま での間なおその効力を有し、当 該鉄道施設の建設又は大改良を 引き続き実施。 （機構法附則第11条第3項、旧 公団法第22条） なお、「特殊法人整理合理化計 画（H13.12.18行政改革推進本 部決定）」に基づき、新規採択 を行わないこととしている。	8,867	合計	8,867				
			国費	運営費交付金	0			
				施設整備補助金	0			
				〇〇費補助金	0			
				出資金	0			
				〇〇委託費	0			
			自己収入	借入金	8,867			
鉄道建設等業務 （都市鉄道利便増 進事業）	都市鉄道等利便増進法（利便法） に基づき、機構が整備構想を、 鉄道営業主体が営業構想を作 成。これらを国土交通大臣が認 定した後、機構及び鉄道営業主 体が協議により速達性向上計画 を作成。これを国土交通大臣が 認定したうえで、事業を実施。 （利便法第4条、第5条、機構法 第12条第1項第5号、機構法施 行令第3条第6号）	15,039	合計	15,039	財団法人鉄道総合 技術研究所	8		
			国費	運営費交付金	0	社団法人日本トン ネル技術協会	9	
				施設整備補助金	0	財団法人建設物価 調査会	7	
				〇〇費補助金	0			
				出資金	0			
				〇〇委託費	0			
			自己収入	借入金等	15,039			

NO.	86	所管	国交省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------------

○事務・事業の構造等（平成21年度）

（金額：百万円）

事業名	事業内容	金額	内訳		受託先	金額	
			国費	自己収入			
鉄道建設等業務 （整備新幹線建設 推進高度化等事 業）	全国新幹線鉄道整備法（全幹法） に基づき、国土交通大臣が整備 計画を決定し、機構に対し建設 の指示を行った新幹線鉄道の路 線のうち、国土交通大臣が工事 実施計画の認可をしていない路 線について、整備新幹線建設推 進高度化等事業費補助金要綱を 定め、これにより機構が事業を 実施。 （全幹法第7条、第8条、機構法 第12条第1項第1号）	5,000	合計	5,000	財団法人鉄道総合 技術研究所	240	
			国費	運営費交付金	0	財団法人運輸政策 研究機構	111
				施設整備補助金	0	財団法人運輸調査 局	30
				〇〇費補助金	0	社団法人物理探査 学会	40
				出資金	0		
				〇〇委託費	0		
自己収入	助成勘定より受入	5,000					
鉄道建設等業務 （新線等調査事業）	中央新幹線調査については、全 国新幹線鉄道整備法（全幹法）に 基づき、国土交通大臣が機構に 指示し、事業を実施。 また、中央リニア調査について は、新線調査費等補助金交付要 綱を定め、これにより機構が事 業を実施。 （全幹法第5条、機構法第12条 第1項第2号、第3項第2号）	300	合計	300	財団法人鉄道総合 技術研究所	91	
			国費	運営費交付金	0	財団法人運輸政策 研究機構	53
				施設整備補助金	0		
				〇〇費補助金	0		
				出資金	0		
				〇〇委託費	0		
自己収入	助成勘定より受入	300					
鉄道建設等業務 （貸付鉄道施設改 修事業）	機構が保有する青函トンネルの 機能保全のための施設改修につ いて、鉄道防災事業費補助交付 要綱に基づき、機構が国土交通 大臣に対し申請を行い、国土交 通大臣が機構に補助金を交付 し、事業を実施。 （機構法第12条第1項第6号、第 15号）	1,478	合計	1,478			
			国費	運営費交付金	0		
				施設整備補助金	0		
				〇〇費補助金	0		
				出資金	0		
				〇〇委託費	0		
自己収入	助成勘定より受入 等	1,478					
鉄道建設等業務 （鉄道施設貸付・ 譲渡事業）	・新幹線鉄道施設を、営業を行 う鉄道事業者に貸付け、貸付料 を受受する。 ・その他の鉄道施設又は軌道施 設を、当該鉄道又は軌道に係る 鉄道事業者に貸付け又は譲渡 し、貸付料、使用料又は譲渡対 価を受受する。 （機構法第12条第1項第3号、第 6号、第13条、機構法施行令第6 条～8条、附則第7条）	487,000	合計	489,565	社団法人日本トン ネル技術協会	7	
			国費	運営費交付金	0		
				施設整備補助金	0		
				〇〇費補助金	0		
				出資金	0		
				〇〇委託費	0		
自己収入	借入金等	489,565					

※CD線譲渡等に伴う現金繰越があるため、収支予算は一致しない。

○事務・事業の構造等（平成21年度）

(金額：百万円)

事務・事業の構造等（平成21年度）	鉄道建設等業務 (受託事業)	鉄道事業者、地方公共団体等から受託の要請があった場合に、事業を実施。 (機構法第12条第1項第5号、第3項第2号)	47,794	合計	47,794	財団法人鉄道総合技術研究所	60	
				国費				
					運営費交付金	0		
					施設整備補助金	0		
					〇〇費補助金	0		
				出資金	0			
				〇〇委託費	0			
				自己収入	受託業務収入	47,794		
	鉄道助成業務 (補助金等交付事業)	関係法令又は国が定める補助金交付要綱等に基づき、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者等に対し補助金を交付する。また、建設勘定への整備新幹線整備事業費補助等の繰入を実施。 [関係法令等] ・鉄道軌道整備法 ・踏切道改良促進法 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・整備新幹線整備事業費補助交付要綱 ・整備新幹線整備事業費補助繰入基準 ・幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領等 (機構法第12条第2項)	188,083	合計	188,083	財団法人鉄道総合技術研究所	156	
				国費				
					運営費交付金	259		
					施設整備補助金	0		
					補助金等総額	187,824		
					出資金	0		
					〇〇委託費	0		
				自己収入	( )	0		
	鉄道助成業務 (債権管理業務)	新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(譲渡法)及び機構法施行令に基づき、JR本州3社から既設新幹線譲渡に係る債権の回収及び承継債務の償還を実施。また、新幹線譲渡収入の一部を活用し、新幹線建設費等の建設勘定への資金繰入を実施。 [関係法令等] ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・整備新幹線整備事業資金繰入基準 (譲渡法、機構法第17条第3項)	689,324	合計	689,324			
				国費				
					運営費交付金	0		
					施設整備補助金	0		
					〇〇費補助金	0		
					出資金	0		
					〇〇委託費	0		
				自己収入	業務収入等	689,324		
	特例業務 (国鉄清算業務)	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(債務等処理法)に基づき、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払、その支払に充てるための土地及びJR株式の処分、訴訟対応等を行う。(機構法附則第11条第1項第6号、債務等処理法第13条)	255,127	合計	189,755	社団法人大阪公共嘱託登記士地家屋調査士協会	6	
				国費				
					運営費交付金	0	社団法人奈良県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	4
					施設整備補助金	0	社団法人神奈川県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	1
					〇〇費補助金	0	財団法人日本不動産研究所	3
					出資金	0		
					〇〇委託費	0		
				自己収入	助成勘定より受入等	189,755		
				※業務収入等にして年金費用等の支払が多額で、繰越資金からの充当があるため、収支予算は一致しない。				

○事務・事業の構造等（平成21年度）

(金額：百万円)

船舶の共有建造業務	<p>・内航海運の安定輸送、環境対策の促進、離島・フェリー航路の維持・活性化等を図る観点から、資金調達力の極めて弱い内航の海上運送事業者と費用を分担して船舶を共有建造し、当該船舶を当該海上運送事業者を使用・管理させ、共有期間満了時に譲渡する。                  ・共有建造事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは修理等に関する技術的援助を行う。                  (機構法第12条第1項第7号、第8号)</p>	95,145	合計	93,931	財団法人日本船舶技術研究協会	4
			国費	0		
高度船舶技術開発等業務	<p>1. 実用化助成                  新技術の実用化・普及を促進するため、新技術を初めて船舶に導入するために必要な技術費用や初期故障対応費について助成。(機構法第12条第1項第9号)                  2. 研究開発助成                  民間事業者が行う高度船舶技術の研究開発費に対して助成。この助成原資は、国が年度ごとに予算措置を行い、機構に対して補助金を交付。(平成21年度以降、この予算措置なし。)(機構法第12条第1項第9号)                  3. 利子補給                  高度船舶技術の試験研究資金を民間事業者が借り入れるに際してその利子を助成。機構法第12条第1項第10号)                  4. 債務保証                  高度船舶技術に関する試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造資金を民間事業者が借り入れるに際してその債務を保証。機構法第12条第1項第11号)                  なお、上記3.及び4.は、「独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24閣議決定)」を踏まえて平成20年度から実施していない。</p>	138	合計	85		
			国費	0		
造船業構造転換業務【経過業務】	<p>旧造船業基盤整備事業協会法に基づく中小造船事業者からの納付金の徴収及び債務の償還                  (機構法附則第11条第1項第2号)</p>	381	合計	381		
			国費	0		

NO.	86	所管	国交省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------------

○事務・事業の構造等（平成21年度）

（金額：百万円）

基礎的研究業務	運輸技術に関する基礎的研究を公募して外部有識者の評価により採択課題を決定し、委託契約により研究開発を実施している。 （機構法第12条第1項第14号）	341	合計	341	財団法人レーザー技術総合研究所	5
			国費	341	財団法人鉄道総合技術研究所	14
			運営費交付金	341		
			施設整備補助金	0		
			〇〇費補助金	0		
			出資金	0		
			〇〇委託費	0		
			自己収入	( )		
内航海運活性化融資業務	内航海運組合法に基づき内航海運暫定措置事業を行う内航総連に当該事業に必要な資金の一部を貸し付けを行う。 （機構法附則第11条第1項第3号）	116,592	合計	116,592		
			国費			
			運営費交付金	0		
			施設整備補助金	0		
			〇〇費補助金	0		
			出資金	0		
			〇〇委託費	0		
			自己収入	業務収入等	116,592	

（注）機構法…独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法  
機構法施行令…独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令

（ ）は、複数年契約の平成20年度支出見込額 1

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成21年度予算合計>

（金額：百万円）

特別会計	法人合計	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計

事業番号A-19-(1)

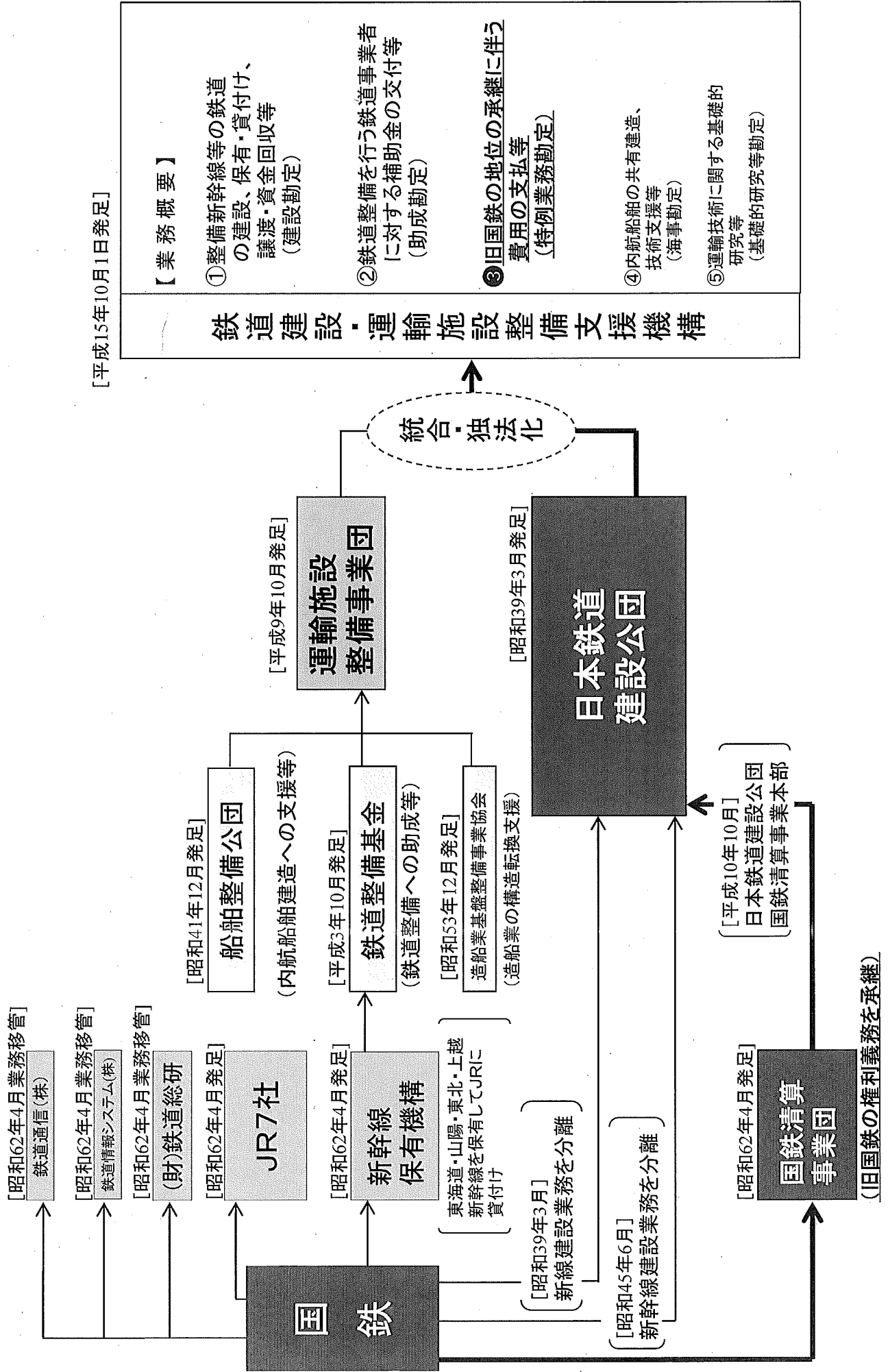
施策・事業シート (概要説明書)							
独立行政法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	事業名	鉄道助成事業・補助金等交付事業 (鉄道技術開発費補助金)				
担当法人内組織名	鉄道助成部	事業開始年度	平成15年度				
担当府省・局・課室名	国土交通省鉄道局 財務課、技術開発室	作成責任者	財務課長 松本年弘 技術開発室長 潮崎俊也				
根拠法令 (具体的な条文○ 条○項など) も記載)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 (平成14年法律第180号) 第12条第2項第3号及び第24条	関係する通知、計画等	鉄道技術開発費補助金交付要領				
実施方法	■直接実施						
	□業務委託等 (委託先等: )						
	□補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体: )						
	□貸付 (貸付先: ) □その他 ( )						
事業/制度概要	目的 (何のために)	本補助金については、鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的としている。また、鉄道の補助金交付業務については、必要なノウハウを国に代わって保有する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、鉄道助成実務を一元的に処理することにより、効率化を図っている。					
	対象 (誰/何を対象に)	補助対象事業: 鉄道技術開発のうち、新技術の鉄道への応用に係る基礎的、基盤的技術開発及び安全対策、環境対策に係る技術開発 補助対象事業者: 鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する者					
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①機構が鉄道事業者、研究所、メーカー等からの補助金交付申請を受け、審査の上、国に申請を行い、国が交付決定を行う。 ②事業完了後の実績報告を機構が鉄道事業者、研究所、メーカー等から受け、機構において審査・確認の上、補助額の確定を行い、補助金交付の申請を国に行う。 ③国からの補助金交付を受けて、機構が鉄道事業者、研究所、メーカー等への支払いを行う。					
	実施体制	本社: 鉄道助成部 3人					
コスト	事業費	平成21年度実績額		財源	運営費交付金	30の内数	百万円
		1,156	百万円		鉄道技術開発費補助金	1,156	百万円
							百万円
							百万円
					自己収入 ( )		百万円
					その他 ( )		百万円
					計 (B)	30の内数 +1,156	百万円
		1,156+30の内数	百万円	国費等依存率 (A/B)	100	%	
これまでの事業費等 (単位百万円)	年度	総額	備考 (契約の実績等)				
	H19 (決算額)	1,131+28の内数					
	H20 (決算額)	1,083+24の内数					
	H21 (実績)	1,156+30の内数					
	H22 (予算)	957+28の内数					
平成22年度事業費内訳 (補助金の場合は負担割合等も)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道技術開発費補助金957百万円 (国費100%)</li> <li>・運営費交付金28百万円の内数 (国費100%)</li> </ul>						
事業実施状況	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度		
	交付決定件数	件	4	10	13		
予算執行率			%	100	100	99	



施策・事業シート（概要説明書）

独立行政法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	事業名	鉄道助成事業・補助金等交付事業 (鉄道技術開発費補助金)		
担当法人内組織名	鉄道助成部	事業開始年度	平成15年度		
担当府省・局・課室名	国土交通省鉄道局 財務課、技術開発室	作成責任者	財務課長 松本年弘 技術開発室長 潮崎俊也		
事業/制度の 必要性	<p>鉄道技術開発補助は、超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行っている。本補助制度が活用されることで、新たな技術の円滑な鉄道分野への導入といった実用化への取り組みが促進される。</p> <p>補助金の交付業務については、機構の前身である鉄道整備基金が平成3年10月に発足した後は、現在まで引き続き機構が実施している。鉄道整備基金は既設新幹線譲渡に係る債権を管理するとともに、当該譲渡収入を活用した整備新幹線建設やつくばエクスプレス等に対する無利子貸付による鉄道助成を行うために設立されたものであるが、その際、従来運輸省が行ってきた鉄道助成の実務も併せて一元的に行う方が効率的と判断され、機構が一元的に鉄道助成を行うこととしたものである。</p> <p>また、平成3年の一元化の結果、鉄道に係る補助金交付業務に必要なノウハウは、現在は機構が保有する状況に至っているため、機構におけるノウハウの蓄積を活用して、一元的に処理することが最も効率的である。</p>				
他の主体（国、自治体、他 独法、民間等）による類似 事業	鉄道に関する補助金については、国や自治体が交付業務を行っている補助金がある。				
他の主体（国、自治体、他 独法、民間等）との連携・ 役割分担	国においては補助制度の制度変更に係る検討、財務省等との調整、補助対象の採択等を行っている。				
中期目標に おける記載	<p>第2期中期目標(平成20年4月1日～平成25年3月31日)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(3) 鉄道助成業務</p> <p>① 確実な処理・適正かつ効率的な執行 補助金交付について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内に適正かつ効率的に執行する。</p>				
中期計画に おける記載	<p>第2期中期計画(平成20年4月1日～平成25年3月31日)</p> <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 鉄道助成業務</p> <p>・ 補助金交付業務等について、法令その他による基準及び標準処理期間(補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内)を遵守しつつ、誤処理なく適正かつ効率的に執行する。</p>				
21年度計画 における記載	<p>平成21年度計画</p> <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 鉄道助成業務</p> <p>・ 補助金交付業務等を誤処理なく適正に執行するとともに、標準処理期間(補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金受入から給付まで7業務日以内)を遵守する。</p>				
目標達成状況 (中期目標等に係る指標の 達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	補助金の支払い等に係る標準処理期間の遵守	件	4/4	10/10	13/13
事業/制度の 自己評価・独法評価委員会 による評価	<p>(自己評価/平成20年度業務実績報告書による報告)</p> <p>平成20年度における取組</p> <p>1. 確実な処理・適正かつ効率的な執行</p> <p>(1) 補助金交付業務等の適正な執行</p> <p>② 本補助金交付に係る全ての受け払いについて、請求から支払まで「30日以内」に実施、国の補助金受入から給付まで「7業務日以内」に実施し、誤処理は皆無。</p> <p>(国土交通省評価委員会評価結果)</p> <p>3点(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。)年度計画を着実に実施している。</p> <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会) 指摘なし。</p>				
諸外国での類似事業の例					
過去の行革等における 指摘事項(整理合理化計画 等)	<p>○ 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。【平成13年12月18日特殊法人等整理合理化計画】(本補助金については、超電導リニアの技術開発目標期限である平成28年度を見直し期限と定めている。)</p> <p>○ 補助金等による助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。【平成13年12月18日特殊法人等整理合理化計画】(国土交通省において、平成14年4月から行政評価法に基づく政策評価を実施。)</p> <p>○ 補助金等による助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。【平成13年12月18日特殊法人等整理合理化計画】(平成15年度に鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会を設置済。)</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、事業の 効率化に向けた取組み、昨 年の事業仕分けにおける指 摘事項及びその対応等)	<p>○ 沿革</p> <p>機構の前身である鉄道整備基金が平成3年10月に発足して以降、現在まで引き続き機構が本補助金を含めた補助金交付事業を実施している。</p> <p>○ 昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等</p> <p>本補助金についての指摘は無いが、鉄道軌道輸送高度化事業費等補助及び整備新幹線建設推進高度化等事業費補助について、以下の指摘があった。</p> <p>1. 鉄道軌道輸送高度化事業費等補助                  評決：予算要求の縮減(10%程度を縮減)                  対応：鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、補助対象メニューを見直しの上、予算額を約1割削減。補助金交付について、機構を経由して鉄道事業者へ交付する方式から、国が直接、鉄道事業者へ交付する方式へ見直しを行う。</p> <p>2. 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助(フリーゲージ走行試験経費等)                  評決：予算要求通り。(本当に実現性があるのかどうかをある段階でしっかり見極めることは必要であり、これを前提として)                  対応：技術評価委員会において、本年夏頃に最新の技術開発状況についてとりまとめ、評価を行う予定。</p>				

# 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要



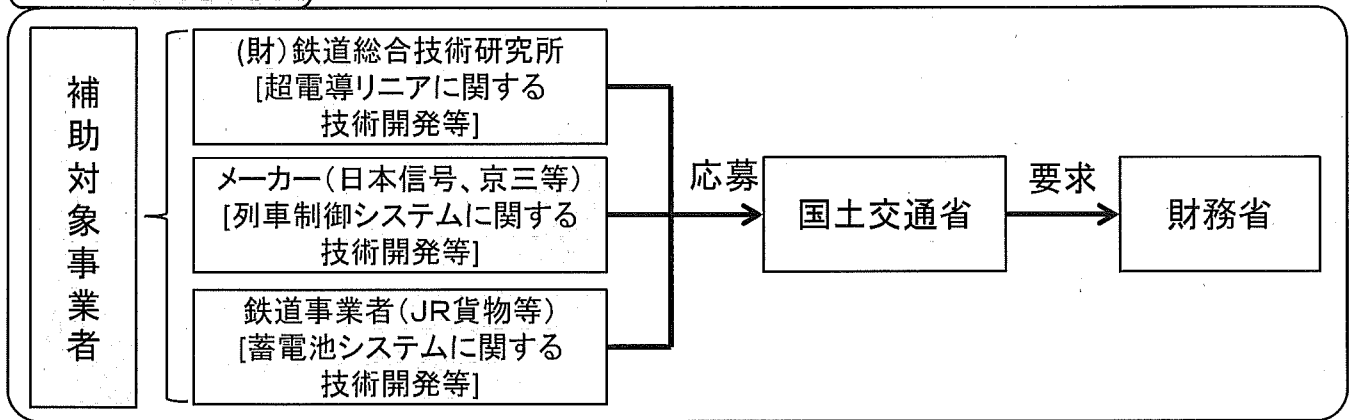
[平成15年10月1日発足]

## 鉄道技術開発費補助金の概要

### ○制度の概要

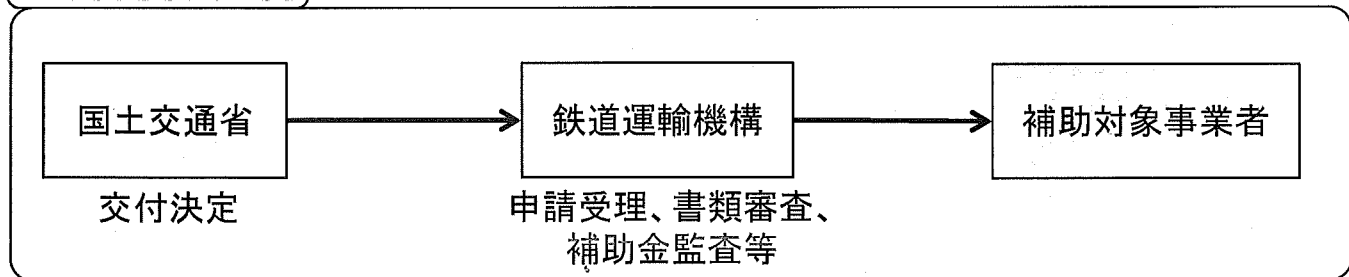
超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行うものである。本補助制度が活用されることで、新たな技術の円滑な鉄道分野への導入といった実用化への取組が促進される。

### 予算要求時



### 事業実施時

↓ 予算の国会審議・決定



### ○支出額

#### ◇超電導リニア

(単位:千円)

年度	19	20	21	22
支出額	768,686	748,676	698,926	557,298

#### ◇その他

年度	19	20	21	22
支出額	362,000	334,200	457,541	399,300

※支出額のうち22年度は交付決定額

事業番号A-19-(2)

施策・事業シート (概要説明書)								
独立行政法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		事業名	特例業務 (国鉄清算業務)				
担当法人内組織名	国鉄清算事業管理部、国鉄清算事業用地部、共済業務室		事業開始年度	平成15年度 (昭和62年度)				
担当府省・局・課室名	国土交通省鉄道局財務課		作成責任者	財務課長 松本 年弘				
根拠法令 (具体的な条文 (〇条〇項など) も記載)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 (平成14年法律第180号) 附則第11条第1項第6号 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 (平成10年法律第136号) 第13条		関係する通知、計画等					
実施方法	■直接実施							
	□業務委託等 (委託先等: )							
	□補助金 [直接・間接] (補助先: ) 実施主体: )							
	□貸付 (貸付先: ) □その他 ( )							
事業/制度概要	目的 (何のために)	特例業務は旧国鉄清算事業団の業務及び地位を承継したものであり、その目的は、旧日本国有鉄道清算事業団法第1条において、日本国有鉄道改革法に基づく施策を円滑に施行することとされている。このような観点から、特例業務は、旧国鉄職員の年金等の支払、土地その他の資産の処分、JR三島貨物会社に対する無利子貸付、その他旧国鉄の権利及び義務の履行のために必要な業務を行うこととされている。						
	対象 (誰/何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧国鉄職員及びその遺族 (債務等処理法で定められた国鉄長期債務処理スキームに従い、現役世代による保険料収入がない等の中で、旧国鉄から承継した資産により、今後50年程度の長期にわたり、約30万人 (平成21年度末見込) に上る旧国鉄職員及びその遺族に対する年金等の給付に要する費用の支払を行う。)</li> <li>・JR三島貨物会社 (経営基盤の強化を図り、早期の完全民営化を果たすため、無利子貸付を行う。)</li> </ul>						
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売却収入、JR株式会社売却収入、国鉄改革に伴い設定された新幹線債権収入等により、旧国鉄職員及びその遺族に対する年金等の給付に要する費用の安定的な支払、JR三島貨物会社に対する無利子貸付を行う。</li> </ul>						
	実施体制	本社: 国鉄清算事業管理部、国鉄清算事業用地部、共済業務室 計27名 支社: 国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社 計6名						
コスト	事業費	平成21年度実績額		国費等 (A)	その他 ( )	-	百万円	
		人件費	218,982		百万円	その他 ( )	-	百万円
						その他 ( )	-	百万円
		総計	349		百万円	自己収入 (業務収入)	5,678	百万円
	総計	219,331	百万円	財源	自己収入 (業務外収入)	17,990	百万円	
					その他 (他勘定より受入)	166,087	百万円	
					計 (B)	189,755	百万円	
					国費等依存率 (A/B)	-	%	
これまでの事業費等 (単位百万円)	年度	総額	備考 (契約の実績等)					
	H19 (決算額)	234,140	競争性のある契約 54件 3,999百万円 契約総数 (金額) 割合 52% (株) フジタ他 競争性のない随意契約 170件 3,725百万円 契約総数 (金額) 割合 48% 西日本旅客鉄道 (株) 他					
	H20 (決算額)	208,684	競争性のある契約 99件 8,683百万円 契約総数 (金額) 割合 54% 大鉄工業 (株) 他 競争性のない随意契約 126件 7,343百万円 契約総数 (金額) 割合 46% 西日本旅客鉄道 (株) 他					
	H21 (実績)	219,331	競争性のある契約 78件 6,549百万円 契約総数 (金額) 割合 38% 日本信号 (株) 他 競争性のない随意契約 106件 10,751百万円 契約総数 (金額) 割合 62% 西日本旅客鉄道 (株) 他					
	H22 (予算)	269,081						
平成22年度事業費内訳 (補助金の場合は負担割合等も)	【単位: 百万円】 共済年金等負担金及業務災害補償費 205,989 資産処分対策費 31,624 賠償償還及払戻金及び特例業務訴訟費 31,075 人件費 393							
事業実施状況	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度			
	共済年金等負担金及業務災害補償費 資産処分対策費 賠償償還及払戻金及び特例業務訴訟費 無利子貸付	億円	2,200 132 5	1,939 139 5 (償還期限の延期を行った)	1,888 297 4			
予算執行率			%	80.5	80.2	86.9		

施策・事業シート(概要説明書)

独立行政法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	事業名	特例業務(国鉄清算業務)		
担当法人内組織名	国鉄清算事業管理部、国鉄清算事業用地部、共済業務室	事業開始年度	平成15年度(昭和62年度)		
担当府省・局・課室名	国土交通省鉄道局財務課	作成責任者	財務課長 松本 年弘		
事業/制度の必要性	<p>・旧国鉄の使用者たる地位を引き継いだ鉄道・運輸機構が、旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払及び現在係属中の訴訟対応、その他旧国鉄の権利の行使及び義務の履行のために必要な業務を引き続き行っていくことが必要かつ適切。(特に、年金に関しては、現役世代による保険料収入がなく、物価上昇及び長寿命化等による年金支払額の増大並びにアスベスト補償費の支払等の不確定要素が多い中で、今後50年程度の長期にわたり、約30万人(平成21年度末見込)に上る旧国鉄職員及びその遺族に対する年金等の給付に要する費用を安定的に支払っていくことが必要。)</p> <p>・また、国鉄改革の目的のうち未解決の課題となっているJR三島貨物会社の完全民営化やこれを通じた全国鉄道ネットワークの維持・活性化を図ることにより、国鉄改革を完遂する必要がある。</p>				
他の主体(国、自治体、他独法、民間等)による類似事業	なし				
他の主体(国、自治体、他独法、民間等)との連携・役割分担	なし				
中期目標における記載	<p>第2期中期目標(平成20年4月1日～平成25年3月31日)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(5)国鉄清算業務</p> <p>①年金費用等の支払の法令に則った適正な執行 旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等について、円滑かつ確実に支払を実施する。これらの支払等に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、安定的かつ効率的に運用するものとする。</p> <p>②土地処分等の円滑な実施 土地処分については、あらゆる手法を駆使し全力を挙げて可能な限り早期の処分を図ることとし、都市計画事業の工程からやむを得ず処分できない限られた物件を除き、中期目標期間終了時までですべて終了する(地方公共団体等との調整については、中期目標期間中に完了する。)。北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、各社の今後の経営状況の推移等を見極めつつ、適切な処分方法等を検討する。</p>				
中期計画における記載	<p>第2期中期計画(平成20年4月1日～平成25年3月31日)</p> <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(5)国鉄清算業務</p> <p>①年金費用等の支払の法令に則った適正な執行 ・旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等の各年度における必要負担額については、円滑かつ確実に支払を実施する。これらの支払等に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、運用対象や年限構成を工夫することにより、安定的かつ効率的な運用に努める。</p> <p>②土地処分等の円滑な実施 ・土地処分については、あらゆる手法を駆使し全力を挙げて可能な限り早期の処分を図ることとし、都市計画事業の工程からやむを得ず処分できない限られた物件を除き、中期目標期間終了時までですべて終了する(地方公共団体等との調整については、中期目標期間中に完了する。)。)</p> <p>・土地処分を効果的に推進するために行う基盤整備工事については、可能な限り経費節減を図るなど適切に実施する。</p> <p>・なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、国等の関係機関と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法等を検討する。</p>				
21年度計画における記載	<p>平成21年度計画</p> <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(5)国鉄清算業務</p> <p>①年金費用等の支払の法令に則った適正な執行 ・旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、円滑かつ確実に支払を実施する。これらの支払等に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、運用対象や年限構成を工夫することにより、安定的かつ効率的な運用に努める。</p> <p>・また、アスベスト被害損害賠償請求訴訟の和解を踏まえ、遺族補償一時金制度(1千万円)を新たに創設し、本年度は特に業務災害既認定者の遺族に対する支払を着実に実施する。</p> <p>②土地処分等の円滑な実施 ・土地処分については、武蔵野停車場及び梅田駅(北)・吹田信号場の二大プロジェクトの更なる進捗を図るとともに、その他の物件についても処分に向けて取組む。</p> <p>・武蔵野停車場(吉川市域約28ha)については、効果的な土地処分に向けて、機構施行の土地区画整理事業による調整池、道路等の都市基盤整備工事を着実に進めるとともに、新駅設置及び供給処理施設整備の工事着手に向けて、関係機関との協議、調整を進める。</p> <p>・梅田駅(北)(約14ha)については、効果的な土地処分に向けて、都市計画の推進や売却条件の整理等について関係機関との協議、調整を進める。梅田貨物駅機能の移転先である吹田信号場については、貨物ターミナル駅の建設を進めるとともに、貨物専用道路アンダーパス部の工事を本格的に進める。また、百濟駅については、コンテナホーム等の貨物設備の整備を着実に進める。</p>				
目標達成状況(中期目標等に係る指標の達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	年金等の給付に要する費用の安定的な支払	%	100	100	100
事業/制度の自己評価・独法評価委員会による評価	<p>◎(自己評価/平成20年度業務実績報告書による報告)</p> <p>平成20年度における取組</p> <p>1. 旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用等については、関係法令に則り、以下のとおり平成20年度内に円滑かつ確実に支払を実施した。</p> <p>(1) 旧国鉄職員の恩給の給付に要する費用については、国に対して1,784,824千円を支払った(旧国鉄職員等への給付は総務省人事・恩給局が実施)。</p> <p>(2) 旧国鉄職員の年金の給付に要する費用については、日本鉄道共済組合に対して185,644,176千円を支払った。</p> <p>◎(国土交通省評価委員会評価結果)</p> <p>3点(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。)</p> <p>・年度計画を着実に実施している。</p> <p>・最大のプロジェクト(武蔵野停車場及び梅田駅(北)・吹田信号場)について最終的な処分に向けて適切に事業が進捗しているものと認められる。</p>				
諸外国での類似事業の例	なし				
過去の行革等における指摘事項(整理合理化計画等)	<p>●旧国鉄用地の処分は平成15年度末を目途に終了させるとの閣議決定を踏まえ、用地売却の促進など事業の更なる効率化、適正化を図る。【平成13年12月18日特殊法人等整理合理化計画】(土地の売却については、特別な事情により売却が困難であるものを除き平成15年度末に終了しているが、残る売却が困難な土地についても「土地の早期処分策」(入札不調物件等に対する更なる減価方策による処分の促進)を実施するなど事業の更なる効率化、適正化に努めている。)</p> <p>●旧国鉄職員に対する年金の支払い等の財源に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、運用対象や年限構成を工夫することにより、安定的かつ効率的に運用するものとする。【平成19年12月11日勧告の方向性】(中期目標等に反映)</p>				
特記事項(事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等)	<p>●沿革</p> <p>(1) 国鉄から国鉄清算事業団への移行</p> <p>①昭和62年4月1日の国鉄改革の実施に伴い、国鉄は法人格の同一性を持って、国鉄清算事業団に移行。</p> <p>②国鉄清算事業団は、「国鉄長期債務の償還、国鉄資産の処分等を行い、もって国鉄改革法に基づく施策の円滑な遂行に資すること」を目的とされた。なお、同時に3年間、職員の新就職促進業務を行うことも目的とされた。</p> <p>(2) 国鉄清算事業団の廃止と鉄道建設公団への承継</p> <p>平成10年10月の国鉄長期債務処理に伴い、国鉄長期債務のうち24.1兆円が一般会計に承継された。これに伴い、国鉄清算事業団が廃止され、「国鉄清算事業団の地位」及び「残る業務」は、鉄道建設公団「国鉄清算事業本部」に承継された。</p> <p>(3) 法人の統合と特例業務勘定への承継</p> <p>特殊法人整理合理化計画の一環として、平成15年10月に、鉄道建設公団と運輸施設整備事業団を統合の上、独立行政法人鉄道・運輸機構が設立され、旧国鉄清算事業団の一切の権利義務が鉄道・運輸機構「特例業務勘定」に承継された。</p> <p>●昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等</p> <p>本業務についての指摘はなかった。</p>				

# 鉄道運輸機構の「特例業務勘定」とは

## 1. 経緯

### (1) 国鉄から国鉄清算事業団への移行

- ① 昭和62年4月1日の国鉄改革の実施に伴い、国鉄は法人格の同一性を持って、国鉄清算事業団に移行。
- ② 国鉄清算事業団は、「国鉄長期債務の償還、国鉄資産の処分等を行い、もって国鉄改革法に基づく施策の円滑な遂行に資すること」を目的とされた。なお、同時に3年間、職員の再就職促進業務を行うことも目的とされた。

### (2) 国鉄清算事業団の廃止と鉄道建設公団への移行

平成10年10月の国鉄長期債務処理に伴い、国鉄長期債務のうち24兆円が一般会計に承継された。これに伴い、国鉄清算事業団が廃止され、「国鉄清算事業団の地位」及び「残る業務」は、鉄道建設公団「国鉄清算事業本部」に移行された。

### (3) 法人の統合と特例業務勘定への移行

特殊法人整理合理化計画の一環として、平成15年10月に、鉄道建設公団と運輸施設整備事業団を統合の上、独立行政法人鉄道・運輸機構が設立され、旧国鉄清算事業団の一切の権利義務が鉄道・運輸機構「特例業務勘定」に承継された。

## 2. 主な業務

特例業務勘定は、旧国鉄清算事業団（旧国鉄）の地位を承継したものであり、現在の主な業務は以下のとおり。

- ① 旧国鉄職員の年金、業務災害補償（アスベスト被害等）等の支払い
- ② 旧国鉄の地位の承継に伴う労働訴訟等への対応
- ③ 旧国鉄時代から承継した土地の処分
- ④ JR株式の処分
- ⑤ 国鉄改革に伴い設定された新幹線債権の償還金の受入れ
- ⑥ JR三島貨物会社に対する無利子貸付
- ⑦ その他、旧国鉄に関わる業務

## 3. 利益剰余金について

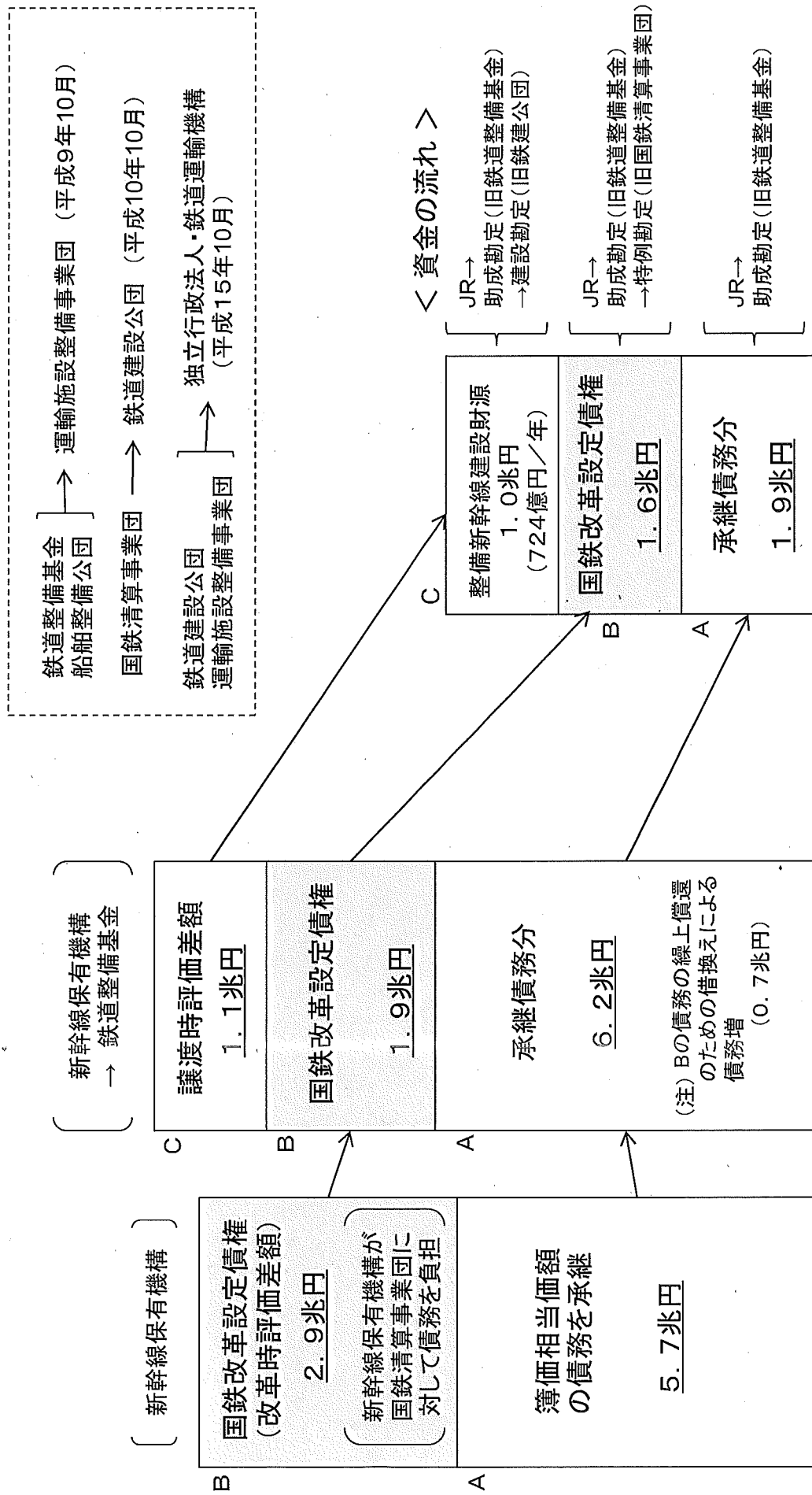
### 20年度末の利益剰余金

1兆3,500億円

※ 平成10年（国鉄長期債務の処理）以降の  
主な資金収入（平成10年度下期～平成20年度）

- |                               |   |          |
|-------------------------------|---|----------|
| 1. JR本州3社株の売却収入               | : | 1兆9847億円 |
| 2. 国鉄改革に伴い設定された<br>新幹線債権に係る収入 | : | 1兆4405億円 |
| 3. 国鉄用地の売却収入                  | : | 7955億円   |
| 4. 国庫補助金収入<br>（平成10年度下期～18年度） | : | 5525億円   |

# 国鉄改革に伴い設定された新幹線に係る債権(国鉄改革設定債権)について



【国鉄改革時】  
(昭和62年4月1日)

【新幹線譲渡時】  
(平成3年10月)

【平成20年度末残高見込み】

(行革担当部局用)

事業番号 A-19

論点等説明シート (行革担当部局用)

独立行政法人名

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

事業名

鉄道助成業務・補助金等交付事業 (鉄道技術開発費補助金)  
特例業務

論点等

鉄道助成業務・補助金等交付事業 (鉄道技術開発費補助金)

1. 鉄道技術開発費補助金のうち超電導磁気浮上方式鉄道 (リニア) に係る補助は、補助対象者が (財) 鉄道総合技術研究所のみであり、また長期にわたり同研究所への交付が続けられていることから、機構が特段の分配機能を果たしているわけではないので、国が直接交付すれば良いのではないか。
2. 鉄道助成業務について、機構ホームページでは一部の事業しか公表されていないが、個別の補助事業者ごとに全交付状況を公表すべきではないか。

特例業務

1. 平成 10 年の国鉄長期債務処理に伴い、国鉄清算事業団の債務 28 兆円のうち、国 (一般会計) が 24 兆円を、機構が年金等債務 4 兆円を承継。
2. 平成 10 年度から平成 18 年度まで、共済年金支払の資金不足が見込まれたため、国費を投入 (累計 5,525 億円の国庫補助金を措置)。
3. 順調な資産の売却、年金制度改正の影響等もあり、近年、利益剰余金が発生、増大 (平成 20 年度決算 1.4 兆円)。
4. 毎年度の年金支払費用 (共済年金費用、恩給負担金) は減少傾向にあり、利益剰余金を取り崩される見通しにはない。
5. 以上のような点に鑑み、特例業務勘定の利益剰余金については、余剰部分を国庫に納付すべきではないか。

(参考)

① 特例業務勘定の主な財務データ

〈資産〉流動資産 0.6 兆円 投資有価証券 1.1 兆円 他勘定長期貸付金 1.6 兆円  
〈負債〉共済年金追加費用引当金 2.0 兆円  
〈純資産〉利益剰余金 1.4 兆円

② 留意点

- ・物価が上昇したり平均余命が伸びた場合の年金引当金の増大、アスベスト被害に対する賠償等、追加的に費用負担が発生する可能性。
- ・国が承継した国鉄長期債務の残高は 20 兆円 (平成 20 年度末)。



## ワーキンググループA

(事業番号) A-19

(項目名) 鉄道助成業務、特例業務

(法人名) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(1) 鉄道助成業務(補助金等交付事業のうち鉄道技術  
開発費補助金関係)

(2) 特例業務(国鉄清算業務)

### 評価者のコメント

(1) 鉄道助成業務(補助金等交付事業のうち鉄道技術開発費補助金  
関係)

- 機構より国へ移管し直接支援事業とすべき。
- リニア部分については(財)鉄道総合技術研究所に直接出すことで補助金の情報公開につなげるべき。
- 透明性の確保、直接実施
- 国が直接やればよい。交付状況をホームページで公表すべき。
- 前提として当該法人が引き続き実施する場合と国が実施する場合との費用対効果の比較を踏まえて決定する必要がある。
- 国が直接実施。

(2) 特例業務(国鉄清算業務)

- 年金に必要な額を最低限残し、もし足りなくなった時は再度国会予算で考える。
- 法改正をして、剰余金1.35兆円の全額を国庫に返納すべき。
- 利益剰余金全額の国庫返金。

- 利益剰余金の返納。
- 利益剰余金は過大。国の24兆円の債務引受、国庫補助金があるのだから国庫返納すべき。
- 利益剰余金については、清算業務の今後の必要額を十分に想定し、残りは返納すべき。(年金、アスベスト補償事業)
- 巨額な剰余金をきちんと国に返すべき。
- 利益剰余金1.35兆円の国庫返納
- 年金引当については、合理的に会計基準に則り計上されているものと推測され、必要以上の資金の留保、必要性なし。
- 利益剰余金の全額国庫返納を。
- プラス・アルファのえん要因の発生については事後的手当をすべき。
- 利益剰余金全額国庫返納
- 利益剰余金のうち、国庫補助金として支出された5,525億円は国庫に返納。

## WGの評価結果

---

### (1) 鉄道助成業務

(補助金等交付事業のうち鉄道技術開発費補助金関係)

**事業規模の縮減の可能性も含めて  
国が実施すべき**

#### <対象事業>

- ・ 国等が実施 13名  
(事業規模 縮減 4名、現状維持 9名)

#### <見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 2名
- ・ ガバナンスの強化 1名

## (2)特例業務(国鉄清算業務)

# 利益剰余金は国庫返納

### <対象事業>

- ・ 廃止 4名
- ・ 国等が実施 1名  
(事業規模 縮減 1名)
- ・ 当該法人が実施 8名  
(事業規模 縮減 6名、現状維持 2名)

### <見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 11名

## とりまとめコメント

---

### ●鉄道助成業務

13人の評価を得たが、全員が国が実施すべきとのまとめになっている。事業規模の縮減が4名、残りの方全員が現状維持という意見であった。

縮減の可能性も含めて国が行うという方向性でまとめていただきたい。

### ●特例業務(国鉄清算業務)

13人の評価のうち、事業の廃止が4名、国が実施し縮減が1名、当該法人が実施し事業規模縮減が6名、現状維持が2名であった。ただし、皆さんの評価が一見バラバラに見えるが、中身を見ると、どの意見も利益剰余金を全額国に戻すという意味で書かれており、利益剰余金は国庫返納するということを結論とした。